

令和2年度 第1回 南丹市子ども・子育て会議 会議録要旨

日 時：令和2年7月31日（月）午後2時～4時15分

場 所：南丹市役所 2号庁舎 3階 301会議室

出席者：〔委 員〕藤松会長、坂瀬副会長、中井委員、忠田委員、山口委員、北崎委員、秋田委員、江川委員、桂委員、関委員、高屋委員、榎原委員、村上委員、山本委員

〔事務局〕谷口課長、山田課長補佐、大谷課長補佐、岩嵜係長、阪本係長、寺田主任、石田主事

〔説明員〕社会教育課 浅田補佐

傍聴者：2名

開会

事務局：会議記録用の録音器の設置、後日議事録を公開すること、南丹市情報センターの取材について確認。欠席者の報告。

谷口課長：皆様には公私ご多用の中ご出席をいただきありがとうございます。ただ今からご案内しておりました令和2年度第1回南丹市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

会議の開催にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めるとして本日はマスク着用などをしていただく形で開催させていただきます。藤松会長については外部からのリモート参加という形で出席をいただきます。藤松会長とのやりとりはマイク、スピーカーを通して行うこととなりますので、今回はマイクを使わせていただきます。会議で発言いただく際には事務局からスタンド付きのマイクをお渡しします。発言いただく方の前にスタンド付きのマイクを置かせていただきますので、感染防止対策としてマイクには触れない形でご発言をいただきたいと思っております。藤松会長はこちらの会議の様子をカメラを通して見ていただくこととなります。今は全体を見ていただいておりますが、発言される際は発言者の方にカメラを向けますので、事務局の職員がその対応をさせていただきます。

通常とは少し異なる形での開催となりますので、トラブル等もあるかもしれませんが、臨機応変に対応していきたいと思っております。

先ほど欠席の報告もありましたが、この会議は南丹市子ども・子育て会議条例に基づいて開催させていただきますが、南丹市子ども・子育て会議条例第6条第2項により、19名の委員の皆様のうち現時点で14名出席を頂いており、委員の半数以上の出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

1 辞令交付

この度、PTA組織の役員改正によりまして、令和2年度から新たに委員でお世話になる方が3名おられますのでご紹介をさせていただきます。

3名の委員の紹介

委員の委嘱状についてはそれぞれの机に置かせていただいておりますのでご確認をお願いします。3名の委員の皆様の任期は、前任の委員の方の残任期間となり、令和3年3月31日までとなります。よろしくお願ひします。

新たに委員になられた3名以外の委員の皆様、事務局の職員については、席次表を配布しておりますので、ご確認をいただくことで紹介に代えさせていただきます。

2 あいさつ

会長：皆さんこんにちは。外部からリモートでの出席となりましたが、本学でもまだ外部から入っていただくことができず、私自身も制限がある状況です。

京都の感染者もどんどん増えていっていますが、大阪は200人近くとなり、東京は300人を超えたとのこと。これに基づいて東京都の医師会ではPCR検査の拡大と国会の開催要請という非常に強いメッセージが出ています。医療や社会福祉の現場もひっ迫していると思います。皆さんの関わっておられる現場でも大変な問題になっていることと思います。

子どもの重症化は少ないと言われていますが、油断はできません。子ども達の健康と生活を守ることが我々のミッションですので、活発な議論をどうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

谷口課長：それでは、議事に入らせて頂きます。子ども・子育て会議条例第6条により、議事の進行につきましては会長にお世話になるということになっておりますので、藤松会長よろしくお願いいたします。

会長：では、早速始めさせていただきます。まず資料の確認をお願いします。

事務局：本日の配布資料について報告。

会長：第1号議案の南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について事務局から説明をお願いします。

(1) 南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について【資料1-1.1-2】

事務局：南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について説明します。

平成27年度に幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める新たな子ども・子育ての仕組みとして「子ども・子育て支援制度」がスタートしたことを受け、本市においても子ども・子育てに係る施策を計画的に推進するために策定したものが「南丹市子ども・子育て支援事業計画」です。

平成27年度から5年を計画期間として、地域全体で子育て支援をするまちを目指しており、前年度の令和元年度が5か年計画の計画最終年度となりました。令和2年度からは議事の2つ目で説明をします、第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育てに係る施策を進めていくこととなります。

資料1-1「地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況」をご覧ください。

計画の中には地域子ども・子育て支援事業として、「量の見込み」と「確保方策」を数値で示しているものが南丹市に11事業あります。まずはその11事業について、資料1-1で平成27年度～令和元年度の実績の報告と、併せて第2期計画に示している令和2年度～令和6年度までの量の見込みと確保方策について説明をさせていただきます。

(1) 延長保育事業です。延長保育は、通常の利用時間以外の時間帯で実施する事業で、朝は午前7時30分から、夕方は午後7時まで延長保育を実施しています。保護者の就労時間等によって、保育を利用できる時間を認定し、認定ごとの利用可能時間は記載のとおりです。

1ページ中ほどには量の見込み、確保方策、実績の表を掲載しています。このあとのページにも同様の表が出てきますので、ここで表の見方について説明をさせていただきます。1ページ中ほどの表ですが、上段は第

1 期計画（平成 27 年度～令和元年度）の量の見込み、確保方策、実績を記載しています。

下段には第 2 期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の量の見込み、確保方策を記載しており、今後この表に実績を入れていき進行管理を行っていきたいと思います。

量の見込みの数値について、平成 27 年度～令和元年度はニーズ調査から量の見込みを算出したのに対し、令和 2 年度～令和 6 年度までの量の見込みはこれまでの事業の実績値をもとに推計をしていますので、より現状に近い形の見込みと言えます。また、単位も第 1 期計画と第 2 期計画で「人/年」「人」など一部異なりますが、第 2 期計画の策定にあたり、全国的に統一された単位で表したものであり、考え方は同じです。

さて、延長保育事業の説明に戻りますが、量の見込みと現状については午後 6 時以降の利用についての状況を記載しています。事業を行うにあたってはこれまでから課題としてあげておりますが、正職員のみならず、会計年度任用職員についても不足している現状があり、職員確保に苦慮しているところです。

2 ページになります。（2）放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブです。担当は社会教育課になります。放課後児童クラブについては、対象児童を順次拡大しており、平成 30 年度から、6 年生までを対象に拡充しています。

量の見込みと現状については、高学年の対象学年拡充に伴う利用者増により、平成 29 年度から見込数を上回っており、スペースの確保が課題となる中、新たな施設の建設も進めています。今後は八木東小学校で令和 2 年度に、園部小学校で令和 3 年度に学校内に新施設の整備を行う計画としています。また、運営面では国のプランに基づき、放課後子供教室との連携を進めることとしています。

3 ページになります。（3）子育て短期支援事業です。これは保護者の疾病等の理由によって家庭での養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等で預かる事業です。当市は隣の亀岡市にある児童養護施設青葉学園に委託しています。

平成 28 年度～令和元年度までは数件の問い合わせ、希望はありましたが、施設の受け入れ対応が困難との理由により実績がない状況が続いています。一定の量の見込みは考えられる中で、利用希望に対応できるよう委託施設を増やすことも検討していきます。

4 ページになります。（4）地域子育て支援拠点事業です。親同士の出会いと交流の場、また子育てに関する相談の場として、直営の「子育てすこやかセンター」と、NPO 法人グローアップさんに委託している「ぼこぼこくらぶ」を拠点事業として実施しています。委託分では出張事業としても実施しており、4 地区全てで実施しています。昨年度の状況は 5 ページの表のとおりですが、それぞれが特色を持った企画運営を行うことで事業を実施しています。

令和元年 1 1 月からぼこぼこくらぶ [美山中学校] ひろばを月 1 日開設し、中学生が子育て中の親子と交流し、いのちの大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を設けています。

6 ページになります。（5）一時預かり事業です。これは幼稚園、保育所、先ほどの拠点施設等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園では通常教育時間外での預かり保育と、保育所では保育所を利用していない児童を対象に一時保育を実施しています。2 週間以内で緊急、一時的な預かりについては八木東保育所、胡麻保育所でも令和 2 年度から事業を実施しています。

また、平成 30 年度から、ファミリーサポート事業の国要綱改正により、これまで預かり場所は原則提供会員の自宅とされていたのが、自宅以外の施設等での預かりが可能となったことから、拠点施設での預かりのニーズに応じていきたくところではあります。

8 ページになります。（6）病児保育事業です。これについては「病児対応型・病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「訪問型」の三つの類型があります。概要は記載のとおりです。第 1 期計画の期間中に市内 1 か所で病児対応型・病後児対応型の開設ができればというところでしたが、現状、開設には至っていません。

第 2 期計画には京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進め、早期の病児対応型・病後児対応型での実施をめざすとしており、実現に向け継続した調整を行います。

9ページになります。(7) 子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業です。「乳幼児や小学生の預かり援助を依頼する人」、「預かり援助を提供する人」がそれぞれ会員登録し、マッチングにより相互に援助活動してもらうものです。ここに記載している量の見込みは、小学校の放課後の預かり支援の数値になります。多くは、放課後児童クラブを利用されますが、小学生の放課後の過ごし方の一つとしています。

10ページになります。(8) 乳児家庭全戸訪問事業です。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。保健医療課の保健師が対応しています。令和元年度の未訪問者6件がありましたが、1件は長期里帰りのため他市に訪問を依頼しており、5件は長期里帰りや新型コロナウイルス感染予防の観点から訪問を希望されなかったケースですが、その後の健診や他の事業等で母子の様子を確認を行っています。

11ページになります。(9) 妊婦健康診査です。こちらも保健医療課担当です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として妊娠届提出時に「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行しています。数値はここに挙がっているとおりで、医療機関とも連携して適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進が図られているところです。

12ページになります。(10) 養育支援訪問事業です。養育支援が特に必要と判断した家庭に、保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い適切な養育の実施を行うものです。

妊娠届出時の対応や妊婦への訪問指導等において適切なアセスメントを行った上で、必要な事案を本事業につないでいくこととし、当市も要保護児童地域対策協議会の機能を活かし、きめ細やかで専門的な支援を展開する必要があります。今後も関係課と連携し、養育支援が必要な家庭の把握に努め、訪問事業を実施します。

12ページ下段の(11) 利用者支援事業です。子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、利用者を支援する事業になります。事業内容、類型は記載のとおりです。

基本型は地域子育て支援拠点事業を実施している「ぽこぽこくらぶ」と「子育てすこやかセンター」で実施しています。また、母子保健型は保健医療課で実施し、相談室を開設して、妊娠届出時には必ず保健師等の専門職が面接を行うこととしています。「基本型」と「母子保健型」の連携により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」の仕組みを整えました。

以上が計画の中に「量の見込み」と「確保方策」を数値で示している地域子ども・子育て支援事業の11事業の説明になります。

続いて、資料1-2の南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票について説明します。A3の進行管理票をご確認ください。この資料は事前に委員の皆様には、送付をさせていただきましたが、委員の皆様への送付後に修正した箇所もあり、その部分は赤字にしています。

この進行管理票は南丹市子ども・子育て支援事業計画の「総合的な施策の展開」という項目で、テーマにそった現状と課題があり、課題を改善するために、どのような施策が必要か、また南丹市ではどんな事業が展開されているのかを示した資料です。

南丹市子ども・子育て支援事業計画に掲載しているすべての施策について、表の右側の水色のところになりますが、令和元年度の事業の評価と達成度を記載しています。これは各事業の具体的な取り組みと目標を掲げ、その目標に沿った取り組みができてきているのか、着実に実施できているかを確認するための管理票です。評価欄には各担当課が、実際に事業を行う中で、何ができて、何ができていないを示しています。一番右側の欄には令和元年度末の評価を一目で分かりやすくするため、A~Cの3段階で達成度を記載しています。

この進行管理票は、子ども・子育て支援事業計画に沿って、南丹市が実施する事業を記載しているものですが、参考としてオレンジ色のところに民間団体、ボランティア団体が実施頂いている取り組みを記載しております。

事業が広範囲にわたりますが、事前に資料を委員の皆さまに送付しておりますので、お目通しいただいた中で、日頃の関わりからのご意見や、ご質問があればよろしくお願ひいたします。

会長：それでは委員の皆様からご意見やご質問がございましたらお願ひします。

委員：資料の1-1の3ページ以降で、第2期計画単位が「人日」となっているところや4ページだと「人回」となっているところがありますが、これはどういう意味ですか。

事務局：考え方としましては、3ページは「人／年」の延べ利用人数と同じ意味です。「人日」で利用延べ人数を書いています。第2期計画をつくる際に、国が「どこの計画もこの単位で揃えなさい」として示されたので、第1期計画と単位の表記の仕方が変わりますが、同じ意味で書かせていただいております。

委員：単に「人」ではないのですか。「人日」と「日」がつくので違和感があります。3ページの第2期計画であれば単位は量の見込みは延べ人数ですよね。単に「人」ではなくてなぜ「人日」なのですか。

事務局：ご指摘いただいている通り、単位の置き方が非常に分かりにくいところがあります。いま説明させていただいた通り、「人／年」も「人日」も両方とも年間の延べ人数を示しています。第1期計画時の国が示す単位の置き方が「人／年」で年間延べ人数を表していたのですが、今回の第2期計画も数字の捉え方は同じですが、単位の表示を国が「人日」であったり、「人回」であったりとして示してきています。

私どもも計画をつくる時に京都府や計画策定業者にも確認させていただいた中でこの単位としました。これが国が示した単位の置き方であるという説明でしかないのが大変申し訳ないのですが、そのようにご理解いただくとしかご説明の仕方がございません。またそのようなご不明な点がございましたら言っていただけたらご説明はさせていただきますと思います。

委員：2点ほど確認をお願いします。資料1-1の延長保育事業の量の見込みと現状ですが、令和元年度実績として117人となっており、ここだけ数字が上がってます。今年度以降の量の見込みは33人とまた下がっていますが、この見込みで大丈夫ですか。令和元年度以前の数字を見るとこれぐらいののかなと思いますが、令和元年度に何か原因があつて人数が増えたのか、そのあたりどのように捉えていらっしゃいますか。

事務局：第2期計画の量の見込みを立てた時期は令和元年度の実績がまだ出てきていない状況でして、平成27年度から30年度までの数字を推計して33～34人といった見込みとなっています。

事務局：令和元年度の実績がここまで大きく上がっている原因については、延長料金を保護者の方からいただいておりますが、その考え方を少し変更させてもらったという点にあります。これまでの短時間認定の方については午後4時半から6時までの間は利用料がかからない状態で保育所の延長利用が使われていたのですが、令和元年度のタイミングから保育料の考え方について無償化も始まったことから整理をさせていただきました。

午後6時以降を利用された短時間認定の方から200円頂いていたものを午後4時半を超えた時点で200円を徴収することに変更させてもらっています。そのため保護者の方は、それまでと同じ利用の仕方の短時間認定では、常時お金が必要となり、利用しづらい状況になります。保育の必要性の認定を短時間から標準に変えられる方についてはそちらの手続きをしていただきまして、短時間認定の方が大幅に減って、標準認定に切り換えられた方が多くなりました。

そのために保育所の利用時間、それぞれお母さんお父さんの働き方にも関わってくるのですが、これまでのパートの時間を増やされたり、長い時間働かれるという形で保育が必要な方が増えられた状態になっておりまして6時以降も使われている方が現状増えているという状況です。

委員：標準の時間は何時から何時ですか。

事務局：標準は朝が8時から夜は19時までの11時間の間です。

委員：この時間は料金がかからないのですか。

事務局：標準の方は19時まででは延長料金はかからない状態です。

委員：そんなに増えたのに2年度以降この数字で大丈夫ですか。

事務局：今ご説明させていただきましたが、計画策定の時点においては、これまでの実績からの推計とニーズ調査をさせていただいたその利用意向から推定して数字を置かせていただいております。ただし、今ありましたように令和元年度の改定点などがあり、利用人数が増えているということですが、計画を立てている段階で令和元年度のそういった状況をどこまで加味できたのかというところが今回の数字の置き方に影響してくると思います。

今ご指摘いただいた通り、その部分は不十分であったかもしれないと今改めて思っているところです。令和元年度は現場としては職員数が限られた中で厳しい状況ではありますが、何とか対応させていただいているところですので、こちらについては出来る限り対応は図りたいと思っているところです。この計画は見込み量を示しておりますが、令和2年度や令和3年度の状況を見て、この5年の計画の中でもまた中間年で現状に応じて見直しは必要になってくると思っております。

委員：2ページの放課後児童クラブの件ですが、これはあくまでも放課後児童クラブとしての記載ですが、そのほかにも私達NPO法人グローアップが請け負わせていただいている午後3時から6時までのシードベースや園部のNPO法人そのべるさんの居場所があって、そういった放課後児童クラブに行っていない子ども達が行く場所も市内にあると思います。

特にそういったことの記載はなかったと思いますが、課題などにこのような居場所もニーズがあるからそこにも手はずをしていかなければならないといった文言が入ったりしないのでしょうか。この記載はあくまでも放課後児童クラブについて書かれているというのは分かっているのですが、そこでカバーしきれないところがやっぱり現状で出てきているということもどこかに表記して行って、それを次回の計画に盛り込んでいくようにしていけたらいいのではないかと思います。

事務局：去年7月の会議からA3の資料にオレンジのところを足しまして、民間団体、ボランティア団体の取り組みという形でそれぞれやっけていただいていることを書かせていただいております。確かにシードベースのことは抜けておりましたの「見える化」ということで皆さんに見える形で示してしていきたいと思っております。

委員：確かに資料1-2の5ページの地域子育て支援事業の最後のところで「小学生の放課後の居場所や地域住民との交流ができる居場所としての在り方も検討します」とは書かれていますが、資料1-1のように取り出して示す資料の中で、会議での確認事項として計画には入っていないニーズも現状市内でもあるというの

を委員の皆さまにわかっただけのような資料の見せ方も必要かなと思って言わせていただきました。よろしくお願ひします。

事務局：ありがとうございます。その通りだと思います。

委員：資料の1-2、26ページのところの(2)の①公共施設などのバリアフリーの整備の欄が評価がCになって実施されていません。目標としては平成30年度に耐用年数が切れると書いてあるのですがこれは実施されないのですか。

事務局：令和元年度については実施できておりません。子育て支援課が担当課ということで子育て支援課の職員がそれぞれの施設に回ってベビーベットやベビーキープのガタが来っていないかというのを点検していたのですが、令和元年はできていない状況です。施設の管理者に確認をいただいて施設の管理者が壊れかけているとか変えてほしいとか要望がありましたらその都度対応していたという現状です。点検は必要だと考えているので実施していきたいと思っています。

委員：点検はもちろんですが、耐用年数過ぎていて書いてあるので心配されます。メーカーと協議が出来ていないのですよね。安全に関することなので優先事項ではないかなと思います。見た目が壊れてないから大丈夫というのは、他の施設や遊具などにも言えますけど、保証にはならない。点検して見て触るだけですよね。そうではなくて本来の安全基準を満たしているかというのが公共施設での点検になるのかなと思います。メーカーの点検は1度も実施されていないのですか。

事務局：ご指摘の通りメーカーには見ていただいていません。しかし、この計画の会議の中で数年前から耐用年数のこともあり、議題には挙がってしまして、今年度はメーカー点検を実施すべく予算の要求は担当課としてはさせていただいたのですが、予算としてつかなかったのが現状ではあります。引き続き財政部局とも協議しながら対応していきたいと思っております。

点検につきましては、点検項目や点検の仕方のマニュアルもございますので、それに沿ってさせていただくのですが、使用できる状態なのかなとは感じています。しかし、あくまでも素人の意見ですので、耐用年数が過ぎていくということについてはメーカーの点検が必要だと思っております。ご指摘いただいた通り対応していきたいと思っておりますが、場合によっては使用しないという方向や撤去する方向もありうるかもしれません。

設置の時は国から10分の10補助金がありました。市の持ち出しがなく、整備をさせていただいたのですが、設置後の対応というのはその時にうまく国の財源が充てられるかわからない中で、今回このようなことで整理がついていないこととなります。引き続き財政部局との協議を進めまして、現場で本当に使用が不可能というのが見受けられ、点検や改修の費用が見込めないのであれば、使用停止もあるかなと考えております。

委員：子どもの安全にはお金を使わないということですか。

事務局：この件については使用できるのではないかと、メーカーの点検までは必要ではないのではないかと判断をしましたが、予算がつくように担当課としてはしっかり説明をしきれないといけないと思っております。子ども、使用者の安全を確保するために担当課としてしっかり協議していきたいと思っております。

委員：同じ資料1-2の29ページ、①③④の目標が「現在検討中」となっております。検討中にもかかわらず評価がCやBがついています。これはどういうことですか。

事務局：営繕課担当の①のところでしたら、実施している部分も一部あるのですが、八木地区の公営住宅の非現地建替えですとかそういったところは検討中と聞いております。継続してしているところはあるんですが、具体的な内容や新たな取り組み、八木地区の公営住宅の非現地建替えについては現在検討中で方向性が決まっていないと聞いております。

委員：目標が検討中なのであれば、評価はできないのではないかなと思います。目標がないのにそれが達成できたかどうかというのは普通は想定できない。どの程度のことを年度内にするのが決まっていなければ、ここまでしたという評価の対象とならないと思います。具体的な目標が検討中であれば当然評価ができないとなるはずなのに評価がついているのはどういう意味ですか。

事務局：具体的な取組と目標ではなく、事業内容に対して担当課が評価をされているのかなと思います。十分に整理ができておらず申し訳ございません。

委員：②のところは※印になっていますね？

事務局：②のところは、担当課が市ではなく土地区画整理組合の事業ということで担当課がなく、評価できる者がいないので評価が空白で達成度が※印にさせていただいております。

委員：検討中といった事業は、計画の項目から外すわけにはいかないのですか。

事務局：第1期計画の当初にこういった計画を進めていたのですが、実際に5年経過しても変わらず検討中と担当課からきております。第2期計画ではこちらの住宅の関係は抜いた形で計画ができております。

委員：分かりました。

委員：この達成度がABCとなっているのですが、Aが100～90%の達成度、Cが0%だとしたらBの達成度の幅はとても広く感じます。次に活かすにあたって、どれくらいの改善度が必要なのかが、Bに対してはすごく幅が広いのではないかなと思います。資料を見たときにBなら出来てるのかなとぱっと見では感じるのですが、中身を見るとあまり出来ていなかった部分があったりします。それだったらもう少しABCの評価を増やすなり、内容を変えるなりしないとぱっと見では分かりづらいかと感じました。

あと2点目なのですが、資料1-2の1ページ②父親の育児参加の推進の社会教育課のところで「父親を対象とした事業は実施していませんが元年度は幼稚園、小中学校8カ所で17講座実施されました」となっていますが、これは授業参観でお父さんが来てくれたから父親の育児参加なり、家庭教育をしたとしてBという評価だったということでしょうか。

事務局：まずABCの考え方ですが、元々こちらの進行管理票を作った時には、評価だけが書いてあり、ABCという記載はありませんでした。分かりやすくした方がいいという意見もありましてABCをつけさせていただいています。それぞれの担当課が評価しておりまして、仰られるようにBの範囲が非常に広いです。基本的には具体的取組と目標に対して評価がどうかとして記載させていただいています。具体的取組と目標が「〇〇をします」ということでしたら、していたら評価はAになりますし、具体的取組と目標が「〇〇を増やします」ということでしたら、実施していても増えていかなかったら評価はBとしてそれぞれ担当課が評価していま

す。かえって分かりにくかったりするようなことが、やっていく中で出てきているのかなと思っておりま
す。第2期計画でも進行管理をしていくのですが、皆さまに分かりやすい形で考えていきたいと思っ
ております。

事務局：今の評価の置き方、見方というところで、毎回このようなご意見をいただきます。どんなことができ
ているのか文字で読むのはなかなか大変なのでA B Cの記載があれば、委員の皆さんが資料を見ていただく
際のひとつの目安となり、中身を見ていただく際にお役立ちする部分があるのかなとA B Cと3段階を記載
しています。

今ご意見をいただいたようにBの幅が広いので細分化したほうがよいといったご意見やもっとうい
う見方のほうがよいといったご意見をいただければ、次の計画の時の評価の仕方にも活かしていけると思っ
ております。毎回ご意見をいただく中で、工夫はさせていただいていると思っております。それでも都度都
度ご意見いただく中で次回の会議で改正ができたならよいと考えます。見方のことなどで何かありましたらご
意見いただければと思います。この場でなくても結構です。後からでも事務局のほうにご意見いただけたら
と思います。

事務局：社会教育課です。社会教育課では先ほど言われたように父親を対象にした事業というのは実施して
おりません。家庭教育学習ということでP T A会員に対しての事業をしております。令和元年度においては幼小
中学校で8カ所17事業ということで実施をさせていただいたのにB評価ということなのですが、昨年度に
比べて実施個所や講座数が減ったというところで達成ができなかったという思いでB評価にしているところ
です。

委員：父親の育児参加の推進ということで17講座されたというのは、お父さんが参加されたかどうかとい
うことに対して評価をされていて、Bの評価になっているのですか。

事務局：家庭教育学習としての推進が昨年度に比べて減ったということでB評価としています。そこにお父
さんが参加されていたとういことでは全く見ておらず、P T Aの会員に向けての講座が実施できたかどうか
ということで判断をさせていただいているところです。

委員：それであれば父親の育児参加の推進のところに入れるのはどうかと思います。父親の育児参加の推
進に入れるのであれば、どれだけお父さんが来てくれたのかということや、お父さんから感想をもらったとい
うことや、P T Aの中でお父さんが来られた家庭をカウントしているなどでの評価が必要だと思いま
す。それらがあれば父親の育児参加の推進の中に入るのかなと思いますが、それらがなく、家庭教育の推進をしたから父
親の育児参加の推進になっているとするのはどうなのかなという部分があります。

事務局：もともと当初の計画が立てられた際に父親の育児参加という施策がありました。社会教育課が家庭
教育力向上ということで、家庭教育学習を事業推進していることについて、父親参加と書かれているところに入
れるには無理があるということは担当課のほうから子育て支援課に説明をさせていただいているのですが、
計画として父親の育児参加の推進の中に入ってしまったという進行管理票になっておりますので、それに合わ
せて今までからご報告させていただいているところです。新たな計画ではそれを改善した形での計画になっ
ていると思っております。

事務局：第2期計画では項目が家庭教育力・家庭養育力を向上というところでこの家庭教育学級の事業を記載
しておりまして、家庭教育力を向上することを目的で書かせていただいております。

会長：他にはございませんでしょうか。それでは次に進めさせていただきますが、今ご指摘頂いたことは実は毎回形を変えてご指摘いただいていることでもあります。

国が示すもの府が示すものと南丹市の計画が必ずしも100%一致しなくても私は構わないと思っております。南丹市でお住いの皆さま方の感覚に対応していくことが大事ですし、計画は一旦作ったからといってそれを守り続けなければいけないものではなく、PDCAサイクルを行っていく必要があります。見直しということも大事なところですので、先ほどのご意見にいくつかございましたが、実態に合っていないのであれば計画そのものを見直すことも、勇気をもってやっていく必要があると思います。ぜひ前向きにご検討いただけたらと思います。よろしくお願い致します。

会長：第2号議案の第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画について事務局から説明をお願いします。

(2) 第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画について【資料2】

事務局：第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画について説明いたします。

まず、この第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度～令和6年度の5か年の計画でありまして、この子ども・子育て会議でも審議いただきながら、令和2年3月に策定したものです。昨年度からお世話になっている委員の皆様には5月に送付をさせていただきました。新たな委員の皆様には本日お手元に配布をさせていただいております。

第2期計画を策定するにあたり、第1期計画では先ほどのA3資料には163の施策がありましたが、第1期計画では施策数が多く、同じ施策が、別の基本目標のところに再掲されていたり、類似の施策が細分化されていたりしてしまっていたので、再掲を削除し、類似の施策は統合をしました。第1期計画には挙がっていた施策ですでに実施していなかったり、進捗が見られない施策は見直しや削除を行い119の施策を掲載しました。また、この計画は子ども・子育てに焦点をあてた計画であるため、道路整備や環境保全の取り組みなど、子どもに限らない全市民を対象とした取り組みについては、この子ども・子育て支援事業計画からは削除した形で、シンプルな施策体形にしています。

今後5年間はこの子ども・子育て会議で委員の皆様のご意見を伺いながら、第2期計画の施策の進行管理を行っていきます。

では、資料2をご覧ください。本日は第2期子ども・子育て支援事業計画の中で、第2期計画から「新規」とした施策と令和2年度に新たな取り組みを行うなどといった施策をピックアップして報告させていただきたいと思います。第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度の主な取り組みとして掲載をしています。

基本目標1「子育て・子育てを支える仕組みづくり」で新規の事業として、「⑤乳幼児と地域の子ども達とのふれあいの推進」があります。小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、小・中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いを知る機会を設けるといえるものです。

具体的な取り組みと内容として、令和元年11月から委託による子育て広場を月1回、美山中学校内に開設し、中学生と子育て家庭のふれあいの機会を設けています。

令和2年3月以降は新型コロナウイルスの影響により、美山中学校内で子育て広場開設は中止していますが、事業の再開をめざすとともに、小・中学校と調整しながら、開設の学校を増やしていきたいと考えています。

続いて新規の事業として「⑫実費徴収に係る補足給付事業」があります。給食費（副食材料費）、教材費、行事費等について低所得世帯を対象に一部を補助する事業です。給食費（副食材料費）の助成は幼児教育・保

育の無償化に合わせて令和元年度から開始しています。教材費、行事費等の助成は令和2年度から開始し、生活保護世帯を対象に月額2,500円まで助成します。

基本目標2「豊かな心身を育む教育・保育の充実」で「①保育所、幼稚園施設の整備」があります。こちらの内容は議題4で資料とともに説明をしますが、園部地域での私立保育所の誘致を進め、令和3年度から開設予定となっており、保育希望の受け入れ体制を整備して、低年齢児（0～1歳）において待機児童が発生している現状の改善を行うこととしています。

また、新規の事業として「③不登校に係る教育相談の実施」「④適応指導教室の運営」があります。令和元年度から様々な理由で、学校に行きたくてもいけない児童生徒のための居場所として南丹市適応指導教室「さくら」が南丹市国際交流会館内に開設されています。南丹市立小・中学校に在籍する小・中学生を対象としており、子ども達一人ひとりに応じた活動を通して、学習したり、いろいろな人とコミュニケーションをとったりすることができるよう支援しています。

また、学校に行きづらい、教室に入りにくいなどの悩み等に応える教育相談活動として、小・中学生、保護者、教職員を対象に電話による相談や臨床心理士によるカウンセリングを行っています。

他に「①図書館事業の充実と家庭・学校・地域での読書活動の推進」ということで施策としては以前からあったのですが、新たな事業としてブックスタート事業を行っていますので紹介します。乳幼児期から赤ちゃんとその保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくることを目的として、社会教育課、保健医療課、子育て支援課が連携し、令和2年度からブックスタート事業を開始しています。

図書館司書が選んだ年齢に応じた絵本とともに、ブックスタート・パックを乳児健診会場で提供しています。絵本をただ配るのではなく、図書館司書から乳児健診に来られている親子に絵本をひらく時間の楽しさを伝え、家庭でも親子が絵本を開くきっかけ作りをしています。

基本目標3「親子の健康づくりの推進」で「②妊娠・出産・産後支援の実施」の施策の中で令和2年度から新たに赤ちゃん応援隊事業を行っておりますので紹介します。乳児等がいる家庭が社会から孤立することを解消することを目的として、妊婦訪問や新生児訪問、乳児健診の機会に育児用品として800円までのおしりふきなどの消耗品を提供する赤ちゃん応援隊事業を令和2年度から開始しています。

育児用品の提供を一つのきっかけに子育て家庭を訪問し、支援者による子育てに関する情報の提供や相談、助言等の寄り添い支援につなげようとするものです。

基本目標4「きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実」で新規として「⑩外国につながるのある児童への支援」があります。今までからも実施していることではありますが、外国の方々が増えてきているという現状を踏まえ、新規として加えたものです。

また、新規として「①子どもの居場所の提供」「②支援が必要な家庭の気づきの体制づくり」という施策があります。こちらについては議題3で資料とともに説明をさせていただきますが、子どもの居場所を園部小学校敷地内に開設します。

最後に基本目標5「安心して暮らせるまちづくりの推進」で「①公園の整備」の施策の中で、新たな動きがありましたので紹介します。園部公園内にある史跡等を史料に基づき再整備し、観光への案内看板等を充実させたり、小向山山頂を子どもの遊び場として整備することに向け、関係課からメンバーを参集した園部城址公園再整備プロジェクトを組織して検討を行い、令和2年度は園部公園再整備の基本設計を行い、3～4年をかけて整備を進める予定となっています。

説明は以上ですが、事務局から皆様にご意見を伺いたい点がございませう。

議題1では第1期計画の施策をA3の資料に掲載して皆様に確認をしていただきましたが、今までからも「ボリュームが多すぎて、的を絞った議論ができない」といった意見も頂いていたところです。

今後、第2期計画の119の施策を進行管理するにあたり、量の見込みと確保方策の数値を示している11事業については、資料1-1のような形で今後もお示ししたいと思います。

それ以外の施策についての進行管理ですが、会議で議論をしていただくにあたり、やはり第2期計画に掲載しているすべての施策について、それぞれの年度でどのようなことを行ったかということ資料として議論いただいたほうがよいのか、それともその年度中に動きのあった施策にある程度の絞って、資料としてお示ししたほうがよいのか、こういった形でお示したほうが、皆様が議論しやすいのかといったご意見をお聞かせ願いたいと思います。

会長：皆様からのご意見をいただきたいポイントも含めて説明がありましたが、委員の皆様からご意見やご質問はいかがでしょうか。

委員：進行管理票は全部詳しく見れるかどうかは別にして、委員である限り把握しておくことは必要だと思いますので、今日配られたような現在の形の全項目に対する進行管理票は示していただきたいとは思いますが、会議でどの点を協議するかについては、項目を絞って協議したいと思いますが、計画の全体像は必要だと思います。

委員：私も同じ意見で、やはり全体をお示ししていただきたいと思います。私自身が全てを把握して、それに対して意見を言えるということではないのですが、やはり委員である限り、全体的に明らかにしていただいて、分かるようにしていくということは大事だと思います。

ここまでの委員さんと事務局とのやり取りを聞いていて、私の仕事にも跳ね返ってくることはあるのですが、皆さんは市民感覚で意見を話されているのですが、事務局からは各課の縦割りの事業で回答されていて、噛み合っていないなと感じてしまいます。そういったことがないような進行管理票であるべきかなと思います。

会長：貴重なご意見を賜りましたので、ぜひ事務局のほうでもご検討をください。お願いいたします。

会長：第3号議案の南丹市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～について事務局から説明をお願いします。

(3) 南丹市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～について【資料3】

事務局：先程、説明がありました第2期子ども・子育て支援事業計画は昨年度の子ども・子育て会議で皆様にご意見をいただいて検討していただいたものが令和2年3月に出来上がりました。先程から説明している子ども・子育て支援事業計画は子育ての包括的ないろんな分野、いろんな担当課が入った計画として報告させていただいています。それと同時に昨年度は子ども未来応援プランということで子どもの貧困対策の計画をこの子ども・子育て会議で審議していただきました。

これからは貧困対策の説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。こちらと同じように今年度を初年度として5年間の計画期間として策定をしています。この計画では経済的な困窮だけではなく、家庭での養育不足などいろんな原因で、何らかの困難を抱えている子ども達とその保護者を対象に課題を解決してこうとして昨年度にいろんなご意見を頂いて具体的な事業にまとめたものです。計画書には計画が策定される前から各課で取り組んでいる様々な事業と新たな取り組みを掲載していますが、今日は新たな取り組みについて報告をさせていただきます。

表の見方ですが、新規事業と書いた下の表のところをご覧くださいと一番上の右端に「R2年度予定・進捗状況」と書いています。その下に各事業を記載していますが、カッコの中に「実施」「検討」と書いていますと

ころに5年計画のうちの本年初年度の目標予定を記載しています。例えば第三の居場所でしたら今年度にこの居場所を開設するという事業の内容になっていまして、「実施」として今年度に第三の居場所を開設することにしています。そのように見ていただきますが、このコロナ禍の状況をみながら進めていく状況でほとんど10月以降の予定としているところです。

第三の居場所の開設を10月1日から予定していますが、今そちらの準備に取り組んでいるところでもありまして、10月以降の予定として検討していくとしています。一つずつご紹介はしませんが、居場所の開設や子ども達の食事の提供についての研究、拠点に学習支援のサポーターを派遣する仕組みを考えるなど、いろいろな情報を子ども達に届けやすくすることを考えることを今年新規事業として挙げています。

裏面をご覧ください。庁内連携組織の設置についても、今年度に支援体制を構築する「実施」としているのですが、計画の段階からご意見を頂いていたように既存の組織がたくさんある中で、新たな組織をつくるのか既存の組織を充てるのかというところを検討中としています。その他についても随時聞き取りや検討をしているところですので、今の段階で特段お伝えすることは出来ませんが、また次回にはお伝え出来るようにしたいと思っています。

それでは現在、取り組んでいる最中の第三の居場所についてご報告をさせていただきたいと思います。3ページ目をご覧ください。経済的な困難に限らず、家庭において基本的な衣食住が整わない子ども達、放課後児童クラブの大きな集団のところには行けなかったりする子ども達と色々な背景はあると思いますが、何らかの原因で困った状態にいる子ども達の放課後や長期休暇の居場所として、第三の居場所を現在建設中です。

令和2年10月1日に開設する予定をしておりまして、9月議会でこの居場所の設置条例を上程する準備を進めてきました。この条例で整理をしてきた内容を報告させていただきます。施設の名称を「南丹市子ども家庭サポートセンター」とさせていただいています。これは条例上の名称になるのですが、この施設の建設費はB&G財団の助成金をいただいていますし、運営についても3年間はB&G財団の助成金をいただくということで運営をしていきます。その助成金をいただく条件としてアルファベットの小文字で「b & g」と地名の「なんたん」というのを施設名につけないといけないというのが条件になっていますが、条例の中では「南丹市子ども家庭サポートセンター」と整理をしています。

なぜこのような整理をしたかということですが、この施設は就労支援である放課後児童クラブとは違い、そもそも本来の目的として、親が働いていても働いていなくても子ども達に安心した居場所や基本的な衣食住を整える場所が必要だとして第三の居場所を設置するという整理をしてきました。実際にそのように運営をするのですが、令和4年にこの第三の居場所の真横に放課後児童クラブが建設をされることになっています。

放課後の居場所という説明をすると就労支援として実施している放課後児童クラブがあるということになりますが、ではその隣の施設は何の施設でどういった子どもが行くのかとこの疑問が残ります。居場所という名前を出すことでどうしても比較されやすいということを考えました。そこで本来やろうとしている居場所機能を条例の中ではあまり強調しない名称にしました。また、学校から帰ってきて、宿題を一緒にするというような学習支援のサポートや帰りの遅い親御さんがおられたら一緒に食事の準備をして一緒にご飯を食べてというような基本的な生活習慣の定着に向けたサポートをこのサポートセンターの中の一事業として位置づけました。

サポートセンターでの相談事業は南丹市内の小・中学校の子ども達や保護者の方達が誰でも利用できることとし、本来の目的である必要な子ども達への支援というものをセンターの中の一教室として実施するという形で条例の中では整理をして、そこに必要な子ども達が通うという整理の仕方をしました。こちらの施設は預かり事業ではありませんので、比較されやすい居場所や放課後児童クラブと間違われぬように名前を子ども家庭サポートセンターとしたところです。しかし、先ほどからお話していますように市の取り組みとしては、学習習慣の定着や生活習慣の形成支援を通じて子ども達が自分で未来を切り開いていく力を高めていく

ということを目的に支援をしていきたいと思っています。

昨年度にお話していたのですが、この施設のサポート教室に通いたいと子ども達は広く一般に募集するというやり方はしないつもりです。子育て支援課で把握をしている課題がある家庭の子ども達や教育現場や福祉関係からも情報を収集し、必要な子ども達や家庭に対して、このような場所で体験教室を利用してみませんかという働きかけをしたいと思っています。しかし、条例上はもう少し明確にしておかないと「うちの子どもは行けないのですか」というようなご質問が出てくるであろうということで、条例上は就学援助を受けておられる方、ここには生活保護受給世帯も含まれます、ひとり親世帯、児童福祉法に既定されている要支援児童と要保護児童、特に認める子ども達として整理をしています。

この教室の1日の流れとしては、長期休暇以外は午後2時から開館して、最長午後8時までとしています。利用している子ども達のお迎えが午後7時半なら午後7時半に終わり、利用者があれば午後8時まで開設をするということにしています。長期休暇につきましては、昼からの開設ということで午後1時から夜8時まで開設をしています。

対象者は昨年度に案の段階でお話していた時は小学校の子ども達を対象としていると説明をしていました。園部小学校の敷地内に立っているということで、学校から帰ってそのまま自分で通える園部小学校の子ども達を主な対象と考えていたのですが、拡大をして中学校の子ども達まで利用できるように変更しています。

施設には総括マネージャーとスタッフが交代でおりまして、一日の運営の流れとしては、子ども達が帰ってくるのを迎えて、宿題のサポートをしたり、一緒に自由時間を過ごしたりして、それぞれのお迎えまで過ごすということを考えています。夕食についても全員に提供するのではなくて必要なご家庭については一緒にご飯を作って食べて帰るということを考えています。簡単に説明しましたが以上です。

会長：ありがとうございました。この案件についてご質問ご意見ある方は出していただけたらと思います。

委員：非常に先行的な取り組みで開設までいろいろご苦労が多いかと思います。何点かお聞きしたいのですが、スタッフの方は市の正規職員なのかどこかの団体に委託されるのかお伺いします。

また、対象の児童は困窮されている家庭といったかなり限定的なお子さんですが、南丹市は市域が広いのでそういった子ども達は散らばっていることも想定されます。ここは南丹市での最初のセンターという位置付けで、今後は利用度合いも見ながら別の場所での実施も考えられるかなと思います。当面の間は午後8時を最終時間と想定されておられるということがですが、子どもの送迎どのように考えられておられるのかお伺いします。

事務局：職員については市で会計年度任用職員を雇用して配置をする予定です。現在、スタッフの確保に苦労しているところで、まだ確保は出来ていないのですが、開設時間が長いということもあり、通しで午後8時までの配置となるか、交代での配置になるかということを考えています。通しで同じスタッフが来てくださるのが一番子ども達も安定していいのかもしれませんが、なかなかいない状況ですので、交代でスタッフの方を配置する方向で考えているところです。

この施設は園部小学校の敷地内に建設をされ、今年10月からの年度途中のオープンになるのですが、今年度については送迎は想定しておらず、予算に計上していません。子ども自身で通える範囲ということで、この施設に来る子どもは近隣の小・中学校の子どもを想定しています。今ご指摘があったように必要な子ども達が南丹市の各地に散らばっていることは考えられますので、今後はその子たちの支援をどうしていくかは考えていかなければならないなと思っています。

すごくデリケートな課題で実際に建物を指さして子ども達が「貧乏な子が行くところの建物ができている」と言っているということも聞いております。そのような話になるとそこに通う子ども達が不利益を被るので

絶対にそれはあってはならないと思っており、条例の整備や出し方についても非常に苦慮してきた経過があります。第三の居場所の取り扱いについては、「どういう所でどういう子ども達が行くのか」という質問が出ると思いますが、条例のまま要支援児童や要保護児童、ひとり親の世帯の子ども達だけが行くところという説明の仕方はしません。放課後児童クラブや不登校支援の適応指導教室「さくら」が終わってから、この場所にくる子どもがいてもいいと思いますし、放課後児童クラブにも「さくら」にも行っていない子が直接来てくれてもいいと思っております。

いろいろな子ども達が来ることが想定されますが、その子ども達がまた学校に行けたり、放課後児童クラブに行けなかった子がまた放課後児童クラブに行けるようになったりといったようになればよいと思います。この場所に来る子どもたちは、ずっとこの場所にいないといけないというような住み分けではなく、その教室でやっているプログラムが、今必要だからその時間行くんだという整理をしようと思っておりますので、条例に定めている内容をそのままを説明やパンフレットに書いたりする予定はありません。

オープンした後は委員の皆さんや関係機関の皆さんには施設を見ていただきたいと思っております。地域の方々にも関わりの中でいろんな活動の支援をしていただけたらありがたいと思っております。

事務局：第三の居場所はこの会議の中でも子どもの貧困対策の中で計画を立てる際に、説明をさせていただき、議論いただきました。学校でも家庭でもない第三の居場所というところに位置づいています。子ども達にとって学校は居心地のよい場所であったらいいですし、家庭も居心地がよい場所でないとならないのですが、実際には子ども達の中には学校になじめない子どももいますし、家庭で過ごしにくくなっている子どももいます。そういった子ども達にこの第三の居場所、家でも学校でもないところで過ごしてもらって、そこで生活力をつけて、また学校や家庭でも居心地のよい場所をみつけて、そこに帰っていくというような繋ぎの役割を持たらいいなと思っております。

広く居場所ということでは、NPO法人グローアップさんがされている放課後の居場所づくりや園部の教会でNPO法人そのべるさんがされている居場所や子ども食堂などがあって、そこは自由に子ども達が過ごすという場所があります。放課後児童クラブは保護者の就労支援が目的ですので、放課後に保護者がおらず家で過ごさなくてはならない子を預かるという施設になります。それぞれ目的や状況に合わせた場所があるのですが、そのどこにもあてはまらない子が、この場所で過ごして、他の場所でも過ごせるようになって、別の場所に帰っていけるという仕組みの中のひとつになっていきたいな思っております。

子どもの貧困対策の議論の中で第三の居場所の話させていただきました。そのことから貧困対策、貧困＝貧しい、貧乏な子が行くということが言葉だけが独り歩きしているようなことも実際聞くとお聞きしておりましたので、そのようなことがないようにしていきたいと思っております。そういったことを皆さんがお聞きになったら、そうではないということを皆さんもご理解いただきたいですし、そう説明もしていただけたらありがたいです。

委員：第三の居場所については、今お聞きしているなかでも「配慮」とか「デリケート」という言葉が非常にたくさん出てきております。それは現実だと思いますが、子どもの未来応援プランの策定の議論を委員会ですてきている中で、自己肯定感の醸成がひとつのキーワードになっていたと思います。それを子どもの時にしっかりと根付かせることが大人の責任だという議論だったと思います。今度はそれに向けて施策を打っていくにあたって、大人の都合でいろいろ施策分けをしたことによって変な配慮が必要になり、配慮しすぎてしまって、逆にそれを気にして利用しにくくなるということになりかねないと思います。根深い課題が潜在化してしまういうことを避けていかねばならないと思います。そういう視点をずっと持っていかなければいけないなと思っておりますし、それは大人の責任だと思います。それを子どもに被せてしまうのが一番不幸だと感じました。

お願いしたいのは、そういった施策を進めていくにあたり、垣根をなくすという意味では人権教育などが非常に大事になってくると思いますが、小・中学校の教育現場においてもそういった教育を児童生徒にしっかりと提供いただけたら嬉しいなと思って聞いておりました。もちろん社会教育の中でも大人に向けてそういったことを教育していく必要があります。なにか奥歯にものが挟まった言い方ではなく、むしろオープンにしっかりと正しい情報を市民の方に伝えて、誰もが知りえる施設であって、社会全体で見守るようなといった社会にしていかなければならないのではないかと感じながら聞いていました。

子どもの未来応援プランにある貧困・困窮対策というのは非常に社会問題になっています。ここにきてコロナの影響によって経済的に困窮される家庭世帯が増えてきていることは、私も仕事をしていて肌身で感じているところです。今は目の前のことを乗り切るのに精いっぱい施策として、例えば社会福祉協議会の福祉資金の貸し付けなどの施策で乗り切ろうとやっているわけですが、これらは貸し付けなので償還とか返済がやってきます。そうした時にますます困窮が進行していくのではないかとこの恐れを持ちながら対応を日々しているところです。

コロナの影響の先を見据え、中長期的にもう少し貧困・困窮対策を考えておかなければならないのではないかと考えているのですが、そのあたりはどのように考えておられますか。社会が変容していく大きなきっかけになっていますので、考えておかなければならない非常に大きな大きな問題かなと思っておりますし、今考える見解とか思っておられることでもいいですし教えてもらえたらと思います。

事務局：デリケートなところでは、子ども達自身が気を遣いながら行くことがないようにというご意見であったと思います。小学校から帰って、こそこそと行かなければならないというようなことはないように、その教室に行ってくるという形で、利用が始まったらよいと思っています。

コロナの対応についてですが、当課の関係はひとり親の世帯に国から臨時給付金が給付されるにあたり、市の上乗せ追加金を議会で検討していただいていたところです。先日、この居場所のことで園部小学校側と話していた時に、子ども達を通してはコロナの影響による困窮というところはなかなか見えにくいという話が出ていました。服の乱れとか清潔ではないということはあまり分からないと仰られていました。

一方で貸付資金の相談は200件以上ということで増えているということもお聞きしています。あまり親御さんもそういうところは学校には仰らないのかもしれないですが、なかなか見えにくいところですので、子ども達が困っているというところは見過ごさないように、どういうポイントを見ていったらよいのかということも情報共有していかなければいけないと思っております。

経済的な支援のところをどうするかというのは私のほうからはお答えしにくいのですが、これからコロナの影響が子ども達に出てくるのではないかと思いますし、そのあたりを関係機関で今まで以上に気を付けて見ていかなければいけないと思っています。

委員：ありがとうございます。1点付け加えさせていただいたのですが、子どもに大人の影響が現れるのはタイムラグがあります。コロナで経済的に困窮している大人の影響は、後になって子どもに現れる可能性があって、子育て支援課としては子どもに影響が現れた時に動くのではなく、そういったことが予想される時に何か打てる手があるのではないかとこの視点、かもしれないからこういう手を打っておこうという視点を持っていただけたらありがたいなと思っております。

会長：この点に関しても大変重要なお指摘をいただきました。全国各地で展開されているいわゆる子ども食堂も、結局はターゲットは経済的貧困の子ども達、家族の方です。必ずしも経済的貧困ではなく、生活そのもののある種の貧困という方達が集まってくるということもあり、運用がすごく難しい面があります。あまり対象を限定せず、出来るだけ門戸を広げていろんな子ども達が来れるようにしておかないと、今ご指摘があったよ

うにラベリングの問題というのはなかなか難しいです。もちろん行政がやるのはものすごく大変ではあるのですが、いろんなところで連携をしながら子どもが気楽に来れるように、親もそこで参加できるようにといった工夫が必要だと思います。何かがないとせっかくやる新しい試みの実現していかない可能性もありますので、難しいとは思いますがぜひ前向きに検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員：今までの意見を聞きながら思ったことがあります。この居場所の件に関してはこの会議でいろんな意見が出てきて、本当に今までデリケートな問題で名称に関してもご苦労されたことが伝わってきました。

私達はシードベースや子ども食堂などを行っていますが、貧困やひとり親などに該当しない子ども達の中に「この子大丈夫かな」と感じる子もいます。非常に甘えてくる子どもや「家でどうやって過ごしているんだろうな」と心配な子ども達もいます。

今回のサポートセンターに関しては、説明のあった形で開設されることは理解していて、それでその子たちにとってよい場所になると願って市民みんなでサポートしていきたいと思っています。しかし、やはり門戸の広がる居場所も必要で、その中で接しているスタッフ達がちゃんと子ども達の様子を見てサポートできて繋げることができる体制づくりが必要です。南丹市の場合は地域が非常に広いので、各地に持っていく、広げていくというのが大切なことです。自己肯定感、子どもは子どもらしくいられるということ、大人の都合ではなく「子どもが」という視点がとても大切なことだと思いましたのでよろしくお願いいたします。

会長：第4号議案の南丹市保育所整備計画（園部地域）の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

（4）南丹市保育所整備計画（園部地域）の進捗状況について【資料4】

事務局：資料4の令和3年4月幼保連携型認定こども園「南丹のぞみ園」の進捗状況についてご覧ください。南丹市の子ども子育て環境の充実のため、令和元年度に募集していた認定こども園が令和3年4月に開所する予定となりました。現在の状況につきまして、まず運営事業所は社会福祉法人京都ルーテル会に決定しております。施設の概要ですが、名前が「南丹のぞみ園」という幼保連携型認定こども園と決まりました。定員が150人で設置の場所はJR園部駅近くの平成台で、園部第二小学校の近くになります。

開所予定日は令和3年4月1日となっております。現在の状況は7月の中旬に京都府の認定こども園の認可のヒアリングがありまして現在認可申請をしております。8月中旬に建設工事の入札を予定しており、9月中旬から着工の予定をしています。業者が決まりましたら、現地説明会の開催として9月5日に園部第二小学校の体育館を会場として実施をする予定をしています。

入園する園児の募集ですが、こちらについては保育所を利用する2号認定、3号認定の子ども達については市が募集を行いますので市の公立保育所と同じ11月に募集をする予定をしております。1月中下旬に入所の子どもの決定状況になっています。資料の写真がイメージ図になっておりまして木造平屋建ての建物が建つ予定となっています。

会長：ありがとうございました。何かご質問ご意見ございますでしょうか。

委員：南丹市ではじめての民間保育所の誘致ということで、非常にご苦労も多いかと思います。また民間保育所が来られましたら既存の公立の保育所の相乗効果で南丹市の保育が前に進むことを期待しております。

定員が150人で認可申請されておられますが、来年4月からいきなりフルで150人スタートはされないかなと思います。2号認定、3号認定の応募次第かと思いますが、現時点で一定の目途がありまし

たら教えていただきたいと思います。

また、これはルーテル会さんの話かもしれませんが、かなりの数の保育士が必要になるとと思いますが、保育士について現時点でどういう募集、配置見込みができているかをルーテル会さんからお聞きになっておられましたら教えていただきたいと思います。

事務局：現在、公立の保育所に入所している児童達の保護者に次年度の入所のアンケートを毎年9月に送付しているのですが、そのアンケートに今回は「南丹のぞみ園」を加え、来年度の入所予定を伺い始めたところです。それが回収出来ましたらニーズが分かりますので、そこから次年度の保育所の割振りを決めていくことになります。現時点で考えているのは、就学の接続がある5歳児につきましては転園の希望は出ないかなと考えております。基本的にはそれ以外の年齢については園部地区を希望される方については「南丹のぞみ園」にできるだけ入所をしていただこうと考えております。

それと保育を支えていく先生方の状況ですが、こちらについては4～5月からルーテル会で募集されておりまして現在15～16名の方の保育教諭の募集があると聞いております。また南丹市からも保育士や幼稚園教諭をルーテル会に派遣するというのも考えておりまして、市の公立保育所からのスムーズな保育の移行ができるように考えています。

委員：0歳児の待機児童が多いと思いますが、0歳児の定員は決められていますか。

事務局：0歳児の定員は18人です。

委員：2号認定、3号認定の子どもが行かれるのは理解するのですが、認定こども園ということでしたので1号認定の子どもも来られると思います。その点についてはどうお考えですか。

事務局：1号認定の子ども達については、3歳児、4歳児、5歳児でそれぞれ6人ずつ合計18人の定員で予定されているのですが、こちらの子ども達については「南丹のぞみ園」の直接の募集決定になります。しかし、定員を上回って弾力的運用ができる部分がありますので、2号認定、3号認定のこども達の受け入れを定員通りにするか、そこをどこまで入れるかというのを見極めてから入れていく形になると思っています。

委員：園部幼稚園さんもそうなのですが、定員未満の状況です。幼稚園は利用が少なくなっていて、保育所利用が多くなっていると思いますので、1号認定であれば園部幼稚園さんでも聖家族幼稚園でも入れる条件があるので、そういったことを考慮していただきたいと幼稚園側としては考えます。もちろんルーテル会さんの直接契約になるので南丹市のほうからルーテル会さんに言えないのかもしれませんが、定員150人の中に1号認定の子ども入るのであれば、その辺りも考慮した定員、各学年の定員の考慮もお願いしたいなと思います。

事務局：聖家族幼稚園さんとまたルーテル会さんと連携を進めながら全体の市の子ども・子育て施設が持続可能に発展できるように進めていきたいと思っておりますのでどうかよろしく申し上げます。

会長：ありがとうございました。では最後の議案に移らせてもらいます。

会長：第5号議案の教育・保育施設（幼稚園・保育所）の利用状況について事務局から説明をお願いします。

す。

(5) 教育・保育施設（幼稚園・保育所）の利用状況について【資料5】

事務局：7月末時点での令和2年度の保育所や幼稚園の入所入園人数について報告します。3月の子ども・子育て会議の時は利用調整の結果をお伝えしました。今回の資料は3月以降の随時募集等の調整結果を反映させたものです。

資料5の裏面から説明させていただきます。記載の南丹市立の公立幼稚園である園部幼稚園、八木中央幼稚園については、149人利用予定で3月に報告しましたが、現在141人に減っています。幼稚園利用から保育所へ入所希望があり、手続きをされた結果利用者が減っています。その下の私立の「聖家族幼稚園」、一番下の「つぼみクラブ」は聖家族さんからお聞きした数字です。「すこやか学園」は、就園前の親子が利用する園部幼稚園内の施設です。現在は22組の親子が利用されており、減少傾向です。

表面の市立保育所についての説明をいたします。保育所の一斉申込期間に受付をした方を対象にした一回目の調整を一次調整と表現しています。一次調整の結果を申請者へ伝え、内定を辞退された方やまだ定員に達しておらず入所が可能な枠に対する一斉申込後の随時申込みに対する調整を二次、三次調整と呼んでいます。今は五次調整まで済んだ状態です。

3月の時点では、保育所に入ることができなかった保留児童が0歳児14人、1歳児22人、合計36人でした。今は0歳児16人、1歳児24人の合計40人となっています。一斉申込の際には保育所利用を考えていなかったが、働きに出る必要ができたので申請した、他市からの転入と同時に申請した、等の理由での申込ですが、すでに空きがない状況で増えています。随時申込の方で、定員に空きがあり受け入れが可能な場合は入所されています。

今の状況としては、例年並みの受け入れ人数となっていますが保育ニーズ自体が増えていて、保育の必要性があるにもかかわらず低年齢児が希望通り利用できない状況にある、という状態です。優先順位の高い方から入る調整をしているので、保留となっている方はこれから仕事を探す、就労時間が短い、家庭保育しながら就労できると思われる方等です。保留児童数の数としては大変多いのですが、その中でも育児休暇を延長されている方、一時保育の利用でなんとかなっている方は国へ報告する待機児童の定義には当てはまらないため、公表される待機児童数とこの保留児童数は異なります。資料にはありませんが、4月1日時点の南丹市の保育所待機児童数は定義に当てはまらないとはっきりわかる方を除く20人で報告しています。

来年度の入所調整では新たなこども園の開園により、必要とされる方が利用しやすい環境ができることを期待しています。以上、利用人数の報告とさせていただきます。

会長：今の苦しい状況が改善されるように進めていただきたいと思います。

会長：その他について事務局から何か報告等がありますか。

事務局：事務局から特にはないのですが、私から数点だけ今までの議論で補足というか最後に意見を述べさせていただきたいと思います。

計画の進行管理の仕方のところで少しやり取りをさせていただきましたA3の表のところですが、私達は決してこの進行管理票をなくそうとしていた訳ではなく、計画が各課それぞれ全体的にどのように進んでいるかというところは毎年度確認していかなければならないので、それは私どもが各課に照会して表として落とし込んで見ていくというのは必要だと思っておりました。しかし、会議の中でその項目を一つ一つ見て、議論していくことは大変でしょうし、会議の議論の仕方としてどのような資料の提示

をしたらいいかというところでご意見をいただきました。

こちらで進行管理は行うのですが、それは当然委員の方々にも見ていただく必要があると意見をいただきましたので、今までと同じようにさせていただきたいなと思っております。中身をじっくり見ていただく時間も厳しいかと思いますが、会議の前には資料をお示しさせていただき、私達も出来るだけ円滑に資料を提示できるようにさせていただきたいと思います。

また説明の中で他課の分野に及ぶ時にスムーズに回答できないところで縦割りではないかなという印象を受けられてしまっているのかなと思います。もちろん進行管理票を作るにあたっては他課とも連携、やり取りを行うのですが、毎回そのところの不十分さを皆さまにはご指摘いただいているところではあります。徐々に改めてきているところではありますが、さらにいっそう縦割りではないということできっちり私達が計画の進行管理をするという立場で臨めるようにしていきたいと思っています。

第三の居場所のところや貧困の今のコロナ禍の中でのご意見もいただきました。第三の居場所を利用する子どもは、特定の子どもが利用する形になっていますが、市長も「この施設は特別ではあるけども、広く地域に開かれた施設であるべきだ」と申しておりますので、私達もその施設については民生委員さんであったり、PTAの方であったり、地域の方であったりが出入り出来るようになればよいと思っています。地域の方が出入りする中で、子ども達と関わっていただいて、当たり前地域の施設として位置づくようにしていきたいと思っています。隣に放課後児童クラブが建設されますし、子どもがそこで賑わうような場所になりますので、第三の居場所に来る子どもが色眼鏡で見られることなく、取り組んでいく、それは地域の方も巻き込んでおこなっていくという思いもありますし、そのところはしっかりやっていきたいと思っています。

コロナ禍の子どもへの影響が出るのは大人への影響の後ですが、子どもへの影響が現れてから関わるのではなく、私どもの今の思いとしては、ご家庭の大人の状況から子どもが置かれている立場を推測し、見通して関わりを進めていこうとするところです。マンパワーのこともありますので、どこまで出来るのかは難しいところもあるのですが、今もその思いで関わらせていただいています。

コロナ禍の中で距離を取らなければならないという環境下にあります。逆に距離を詰めていかなければいけない方がいらっしゃる現状があると思いますので、私達行政や地域の支援者の方がその方を見逃さないように関わっていききたいなと思います。

会長：ありがとうございました。委員の皆さまは何かございますでしょうか。

委員：私達の活動もコロナ禍の中でなかなか進めることが難しくなっております。人と人の距離間を取らなければいけないけれど、心を近く持っていないと本当に繋がれないと思います。地域で支援する者として朝の学校登校にお子さんをご一緒に歩かせてもらいながら、子どもさんのお話の中で家庭の実態を聞けることもたくさんございます。

資料の中にスクールガードの事業がありますが、事業廃止となっております。私達は長い間このガードをしておりますが、このガードの廃止はしてほしくないと思っています。まして八木東小学校の場合は歩きの子どもさんが多く、見守るガードを必要とする地域です。昔の状況ですと皆さまが共有する中で学校を拠点として、危険個所を見直すなどいろんな共有するものがあつたのですが、資料には一定のラインを通過したと書かれていますが、私は決してそうではないと思います。今のコロナ禍の中で、もっと貴重な存在として扱って思っしてほしいなと思います。

危険個所を役所の関係機関につないでも、例えばガードレールをつけて欲しいなどと言ってもなかなかお返事がないこともあります。私達は行政との橋渡しをすることが役目なので、大変ですがお子さんを守るために速く、確かな計画をやり取りしてほしいなと思います。よろしく願います。

会長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員：今回この進行管理票を見せていただいて、参考のところに民間団体・ボランティア団体の取り組みを取り上げていただいています。今まではお役所仕事を中心の会議だと思っていたのですが、私達ボランティア団体の立場も分かっていたのですごく近寄った感じがして嬉しく思いました。

ここには載っていないボランティアのグループでもなにかしておられることがあるかと思しますので私達もさらにいろいろそういう方を発掘していくことも大事なかなと思いました。またよろしく願いいたします。

会長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは事務局にお返しします。

谷口課長：藤松会長様にはリモートでの進行をお世話になりありがとうございました。私共もこのような形での会議は初めてでしたので、不慣れのため、会長には聞き取りにくい場面もあったかもしれませんが、議事は無事に終了しました。その他皆様から何かございますか。

谷口課長：閉会にあたりまして坂瀬副会長からご挨拶をお願いします。

副会長：皆様お疲れさまでした。市におかれては人的、物的に限られた資源の中で子育て支援事業を推進いただいておりますことにお礼を申し上げます。また、今後、子育て支援事業を進めていただく上で、withコロナの時代を見据えて安全・安心といった点にも十分ご留意をいただきたいと思えます。

第2期の期間が今年度からスタートするということがありますが、本日頂いた委員の皆様の意見を十分に生かしてより充実した施策につながりますようお願いをいたしまして、本日の閉会のあいさつとします。

閉会

以上